

～ 新・有田町定住促進制度（令和2年4月以降） ～

申請をされる方へ

奨励金の申請をされる方は、申請書に以下の掲げる書類を添付して申請してください。

●有田町定住奨励金交付申請書（様式：有田町提供）

【添付書類】

- (1) 住民票謄本（世帯全員）
- (2) 申請者の戸籍附票又は3年間（旧制度は5年間）の住所地を確認できる書類（転入加算に該当する場合）
- (3) 戸籍全部事項証明書又は婚姻日及び配偶者が確認できる書類（新婚世帯加算に該当する場合）
- (4) 申請者及び世帯員の市町村納税証明書（滞納のない証明書等）
（様式：有田町提供又は他市町村様式）
※市町県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料
後期高齢者医療保険料の未納が確認できるもの
※使用料については、別途確認します。
- (5) 位置図（付近見取図）及び各階平面図の写し
- (6) 土地及び建物の登記事項証明書の写し
- (7) 請負契約書又は売買契約書の写し
- (8) 誓約書（様式：有田町提供）
- (9) その他町長が必要と認める書類

※申請期間は、住宅取得の日から6箇月以内

（住宅の建物表題及び所有権保存登記が完了し、居住開始後の申請となります。）

【交付にあたって】

申請後、対象要件を満たしているか否かの審査（書類及び現地調査）を行い、該当と認められた場合に奨励金を交付します。

奨励金は、指定口座への振り込みとし、申請から振り込みまで1ヶ月程かかります。

お問い合わせ

有田町役場 まちづくり課 TEL (0955) 46-2990